

会 議 録

会 議 名 令和元年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開催日時 令和2年2月13日(木) 午後4時～
開催場所 北杜市役所 西会議室
出席者 委員19名、事務局5名、計24名
出席委員 大柴政敏、長坂治男、大柴積郎、清水康長、進藤幸夫、白砂 勇、小澤正武、進藤俊幸、堀内敏光、上原美奈子、深沢朝男、赤岡直樹、浅川 隆、植松 本、浅川正人、由井秀樹、小川昭二、長沼 徹、齊藤良幸
欠席委員 小池光和、三井 梓、浅川健一、中嶋克仁、小澤達郎、中田 満、名取和子
事務局 浅川市民部長、平井市民課長、市民課国保年金担当 萩原、原(和)、原(隼)
議 題

- (1) 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)について
- (2) 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について
- (3) その他

公開・非公開の別 公開
傍聴人の数 0名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

皆さまお疲れ様です。定刻となりましたので全員で挨拶を交わして会議を始めたいと思います。恐れ入りますが御起立願います。

《相互にあいさつ》

(事務局)

御着席ください。本日はお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。ただ今から令和元年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

本日の出席委員につきましては、ただ今19名です。協議会規則第5条に規定の定足数に達しておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。また、この会議は公開とさせていただいておりますが、本日傍聴の申し出はございませんでしたので御報告いたします。それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに浅川会長より御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

2. 会長あいさつ

《会長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、渡辺市長より御挨拶をいただきます。よろしく
お願いいたします。

3. 市長あいさつ

《市長あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。なお、市長におかれましては、この後次の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。

《市長退席》

(事務局)

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料1については、事前に郵送をさせていただきます。また、本日お手元に配布しました資料ですが、「保険証の有効期限変更」のチラシ、もう1つが「国民健康保険税の旧被扶養者減免」の案内になります。以上3点の資料となりますが、お手元に資料が足りない方がいらっしゃいましたらお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。会議の議長につきましては、協議会規則第3条により会長が議長となることが規定されておりますので、浅川会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

4. 議事

(議長)

それでは議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。次第により議事を進めてまいりますので御協力のほど、お願いいたします。

初めに今回の議事録署名委員を指名いたします。6番「進藤幸夫」委員、7番「白砂 勇」委員、8番「小澤正武」委員、以上3名の委員に今回の議事録署名委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

(1) 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について

(議長)

それでは、『(1) 令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について』を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

令和元年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について、御説明させていただきます。恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。

資料は1～2ページになります。初めに1ページの歳入から御説明いたしますが、予算項目ごとに左から、「①平成31年度予算現額」、「②3月補正（案）」、「③3月補正後予算

額」、「④決算見込額」の順にまとめてあります。3月補正において予算の増減を予定している主な箇所を説明させていただきます。

まず保険税ですが、合計欄を御覧ください。予算現額11億5,251万5千円に対しまして、3月補正で3,743万8千円減額し、3月補正後予算額は11億1,507万7千円となります。減額となった主な要因といたしましては、被保険者数の減少、また、雇用の延長に伴う社会保険への移行などに伴う減少によるものです。

続きまして、県支出金です。主な内容は、保険給付費に充当する普通交付金、特定健診の補助金になります。3月補正にて2億3,966万8千円増額し、補正後予算額は42億9,442万2千円となります。保険給付費の増額に伴う普通交付金の増額が主な内容となります。

続いて、繰入金です。こちらは国・県からの財政支援、国民健康保険に係る職員人件費、事務費などの繰入れとなります。一般会計繰入金の計を御覧ください。3月補正で2,105万5千円減額し、補正後予算額は4億9,302万7千円となります。また、基金繰入金は、基金の取崩しのことになりますが、繰越金の確定に伴う財源の確保により基金の取崩しが回避できるため、1億8,000万円全額を減額といたします。

続いて、繰越金です。前年度の余剰金ですが、ここで留保していた分を全額予算計上いたしまして、3月補正で2億3,015万5千円増額し、補正後予算額は2億5,922万1千円となります。

続いて、諸収入になります。延滞金及び第三者納付金等の歳入となりますが、3月補正で771万7千円増額し、補正後予算額は1,272万7千円となります。

一番下の歳入の合計ですが、3月補正で2億3,942万6千円増額し、補正後予算額は61億7,546万8千円となります。また、決算見込額は2月7日現在の数字ですが、61億3,474万8千円となっております。

続きまして、2ページの歳出の状況になります。

まず総務費ですが、3月補正で326万7千円減額し、補正後予算額は6,590万5千円となります。制度改正に伴うシステム改修費の減額になります。

続きまして、保険給付費になります。保険給付費は歳出の約7割を占めるものでありますが、3月補正で2億3,879万7千円増額し、補正後予算額は42億2,638万4千円となっております。主な要因としましては、医療技術の高度化によるもののほか、医療費水準の高い疾患が多く、前年度に比べ入院・外来ともに全体の医療費も増加している状況にあります。今年度の上半期を見ますと、心疾患の医療費が特に高く、続いて胃腸炎や食道炎などの循環器系の疾患、くも膜下出血、気管支及び肺の悪性新生物の順に高い医療費となっております。

続いて、諸支出金の繰出金ですが、3月補正で389万6千円増額になります。施設整備と救急患者の受入体制を支援するため、塩川病院、甲陽病院の両市立病院に対する国の交付金を病院事業会計へ繰り出すものであります。

歳出合計ですが、3月補正にて歳入と同額の2億3,942万6千円増額となり、補正後予算額は61億7,546万8千円となります。また、決算見込額は61億830万5千円となり、今のところの見込みではありますが、歳入歳出差引額は2,644万3千円となっております。

以上が、補正予算案についての説明となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが、この件につきまして皆さまより御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

《質問・意見なし》

(議長)

御意見等も無いようですので、御承認いただけたということで次の議題に移ります。

(2) 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について

続いて、『(2) 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について』を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

令和2年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案について御説明いたします。資料は3～4ページになります。A3版の紙になりますが御覧いただきたいと思いますが、歳入の予算項目ごとに「説明」、「平成30年度決算額」、「平成31年度当初予算」、「令和2年度当初予算(案)」、「増減」となっています。表の右から2列目の「令和2年度当初予算(案)」の欄で主なものを御説明いたします。

まず歳入ですが、①保険税の計の欄を御覧ください。一般分と退職分の保険税10億9,690万8千円で、前年度比5,560万7千円の減額になります。減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少による減収、社会保険への移行などに伴う減額によるものになります。

続いて、③国庫支出金です。340万6千円を計上しておりますが、内容といたしましては、オンライン資格確認による電算システムの構築・システム改修に対する国からの補助金になります。

続いて、④県支出金ですが、予算額は44億5,616万7千円となります。主に保険給付費に要する費用が県から普通交付金として交付されるものとなりますが、普通交付金として、保険給付費に要する費用が43億7,152万円、保険者努力支援分として、保険者の経営努力に対して交付されるものが1,898万7千円、特別調整交付金分として、市町村の特別な事業に応じて交付されるものが480万7千円、県繰入金として、医療費適正化、収納率向上などに応じて交付されるものが4,224万7千円、特定健診等負担金として、特定健診及び特定保健指導に要した費用に対して交付されるものが1,860万6千円になります。

続いて、⑥繰入金ですが、6億2,911万1千円になります。国・県からの財政支援、国民健康保険に係る職員人件費、事務費など一般会計からの繰入れ及び財政調整基金からの繰入金になります。一般会計繰入金は保険基盤安定等が3億3,821万円、職員給与等が2,451万7千円、出産育児一時金等が1,260万円、財政安定化支援事業が8,018万7千円、国保事務に係るその他として3,037万4千円、乳幼児医療費等対

策事業費が322万3千円です。基金繰入金は前年度から4,000万円減額し、1億4,000万円を計上しております。

続きまして、⑦繰越金は3,711万1千円になります。

⑧諸収入は、501万円となっており、主な内容といたしましては、保険税の延滞金等になります。

歳入合計といたしまして、62億2,857万6千円となり、前年度比2億9,253万4千円の増額になります。

次に4ページを御覧いただきたいと思っております。歳出の状況になりますが、表の右から2列目の「令和2年度当初予算(案)」をお願いいたします。

まず①総務費ですが、職員人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出となります。予算額計は6,373万3千円で、前年度比481万8千円の減額となっております。

続いて、②保険給付費ですが、医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などが主な支出の項目となります。保険給付費合計で43億9,522万円、前年度比4億763万3千円の増額となります。過去3年と今年度上半期の医療費の動向、伸びを見る中で、医療技術の高度化、高額な医療費の疾患が増えていることなどによる増額を見込んでおります。

続いて、③国民健康保険事業費納付金であります。平成30年度から新たな国保制度が施行され、県が市町村ごとに決定する納付金を市が納付するものであります。医療給付費分11億165万4千円、後期高齢者支援金分3億9,296万1千円、介護納付金分1億5,181万2千円、退職被保険者納付金精算分533万5千円で、納付金の合計は16億5,176万2千円となります。新制度においては、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の被保険者数や年齢構成、医療費水準、所得水準などを踏まえて、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県に納付金を納める仕組みとなっております。

続いて、⑤保健事業費ですが、巡回健診、人間ドック、特定保健指導に関する経費及び医療費通知発送などの疾病予防費になります。予算額は8,927万4千円で、前年度比313万7千円の増額となっております。

続いて、⑧諸支出金ですが、合計で780万1千円となっております。主なものは、保険税の還付金であります。

続いて、⑨予備費ですが、例年どおり2,000万円を計上しております。

以上、歳出合計は62億2,857万6千円、前年度比2億9,253万4千円の増額となります。

令和2年度当初予算案の説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが、この件について皆さまから御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

先ほど、国保加入者が減っているとの説明がありましたが、そうした中でも保険給付費

はかなり伸びている状況にあります。医療費の伸びを抑制するため、今後どのような取り組みをされていくのか、また、高額療養費が伸びている要因と、保健事業費については、各種事業をされているとは思いますが、もう少し予算を増やした中で、疾病予防など少なくとも抑制するような事業を行っていくという考え方についてはいかがでしょうか。

(議長)

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

被保険者数につきましては、毎年500人ほど減っており、率にすると3～4パーセントの被保数が前年に比べ減少している状況にあります。保険給付費については、当初予算において過去3年と今年度上半期の伸び率を掛けて試算して計上しております。今年度の北杜市の医療費の伸びについては、国保連合会や国保援護課と協議した経緯がありますが、医療技術の高度化に伴う診療費の高騰、心不全などの心疾患への診療が今年度上半期は特に多かったことなどから保険給付費が伸びているような状況があります。また、医療費の伸びをいかに抑制するかということですが、北杜市では特定健診事業や疾病予防事業として巡回健診や人間ドック、特定保健指導等を行っております。巡回健診については、4月から6月、11月に各町を巡回して実施をしております。また、4月から2月までの年間を通して人間ドックへの助成、メタボリック対策というような方を対象に特定保健指導を行っております。その他、医療費通知やジェネリック差額通知の発送を事業として行っております。最後になりますが、特定健診事業、疾病予防事業にももう少し多く予算を計上したらどうかとの御意見をいただいております。医療費を抑制するためには、予防と早期治療が重要な部分になろうかと思えます。受診率向上についても国・県からの指導もあり、市としても受診率の向上を目標に実施しているところであります。特定健診事業のうち健診の委託料に関しましては、予算的には毎年僅かではありますが、増額しているところでございます。

(議長)

その他、御意見・御質問がありましたら願います。

(委員)

用語の説明の中で、定年延長で国保から社保への切り替わりという話がありましたが、定年延長したらどうして社保に切り替わるのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

(議長)

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

60歳で定年になっても国の取り組み等により、高齢者に働く機会の創出ということで、雇用の延長がされているような状況が見られます。そのような中、退職されて国保に加入

するのではなく、継続して社会保険に加入するということがありますので、雇用の延長に伴い、国保加入者が少し減っているのではないかと事務局としては考えているところです。

(議長)

国の働き方改革により、定年後も働ける方は働いてくださいということの中から、保険も引き続き社保加入ということが主になるということですか。

(事務局)

退職後、国保に加入せず、雇用の延長により社会保険への加入を継続する方が増えているので、それらも被保険者数の減少の一因と考えているところです。

(委員)

社会保険を継続するであろう想定数も含めて、全体的に被保険者数が少なくなっているということで理解しました。

(議長)

他に御質問・御意見等はございますか。

(委員)

いつも疑問に思っていることですが、例えば医者にかかった時、診療点数が出され、それに対して私たちは支払をする訳です。その私たちが支払っている自己負担分は、忠実に診療点数に基づくものなのか、あるいは、保険者負担分として市に請求されるものは、正しく請求され、市はどのようなチェック体制のもと支払をしているのか。そういった一連のチェック体制がどのようになっているか常々不安に思っています。もし可能であれば、「この機関で、このようなチェックをしている。だから安心だ。」といった説明があると非常に助かります。

(議長)

ただ今の御意見ですが、事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局)

国民皆保険ということで、全ての人は国保も含めて何らかの保険に加入しています。例えば国保に加入されている方が風邪で病院にかかった場合、医療機関は実施した診療行為の保険点数に基づき患者より自己負担額を徴収します。その後、医療機関は行った処置や使用した薬剤等を記載した診療報酬明細書（レセプト）により各健康保険組合に請求することになりますが、北杜市の場合、山梨県国民健康保険団体連合会にレセプトの点検・審査等を委託しておりまして、その委託費を予算計上しているところです。国保連合会では、医療内容や過誤のチェック・審査をし、国保連合会の委員会にかけられた後、正しく精算され保険者負担分として各市町村に請求がされることとなります。

(議長)

市ではレセプト点検はされていますか。

(事務局)

ここ数年、レセプト点検員は雇っておらず、国保連合会に全て委託しております。

(議長)

例えば多受診世帯や薬の過剰処方など、国保連合会や支払基金等でチェックされているところですが、それらについては折を見て説明をお願いいたします。

(議長)

他に御質問・御意見等がございますか。

(委員)

2点ほど質問させていただきます。先ほど説明がありましたが、平成30年4月から保険制度を将来にわたって維持していくために、これまでの市町村に加えて県も国民健康保険の運営に加わりました。その時からの役割分担として、県は財政運営の責任主体、市は資格管理や保険税の賦課徴収あるいは保険給付というような役割分担になっていると思います。約2年を経過した中で、県との関係は円滑に進んでいるのか、また、財政運営を県に委ねたことで市の体制に変化があるのかどうかということが一点でございます。もう一点は、国保事業の中でも保健事業は非常に重要な位置付けがなされており、医療費の抑制ということで非常に重要な点だと思いますが、平成30年3月に北杜市では国民健康保険保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画を策定し鋭意取り組んでいると思います。このデータヘルス計画の基本指針の中にPDCAサイクルを意識した継続的な事業の実施を掲げています。令和元年度も残り僅かとなっておりますが、今年度の事業をPDCAサイクルで見たとき、どうチェックして再構築しようとしているのか、このデータヘルス事業の基本指針であるPDCAサイクルをどのように運用していこうと考えているのか、その2点についてお伺いいたします。

(議長)

2点について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

平成30年度から新たな国保制度がスタートしたということで、先ほど予算の中でも触れさせていただきましたが、都道府県が財政運営の責任主体となり安定的な財政運営、効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うものとして県が加わり、市町村はこれまでに引き続き保険税の賦課・徴収や保険証等の資格管理、保険給付の決定や健診等の保健事業などの取り組みを行っているところでございます。新制度後の国保財政においては、県が市町村ごとに示す納付金を市が県に納付しておりますが、将来的には、保険税の負担の平準化、これを進めるために保険税の賦課方式を3方式に統一する方向性を県も示

したところでありまして、本市においても今年度から賦課方式を4方式から資産割を外した3方式に移行したところです。資産割の減収分については、答申にもありましたとおり、当面の間は財政調整基金を活用していくこととし、所得割・均等割・平等割の税率は据え置いております。県との連携ということですが、制度改正後の平成30年度の県国保財政決算では、黒字決算ということで報告を受けております。また、北杜市の状況としては、平成30年度で2億円ほどの繰越金が出ており、財政調整基金も10億5,200万ほど積み立てているところで、今年度も取崩しを回避し安定的な運営を行っているところでありますが、今後の被保険者数の減少、保険税の減収、医療費の増加などを鑑みますと、数年後には税率の見直しなど財源の確保に向けた取り組みを進めることも必要であると考えております。また、県の運営方針が3年ごとに見直しされますが、令和2年度中には令和3年度からの運営方針が策定されるところであり、県と市町村の連携会議においても、今後、保険税水準の統一化等の話も出てくると思われまますので、運営方針には特に注視しながら基金の活用等を検討していきたいと考えております。もう一点、データヘルス計画の状況について御質問をいただいておりますが、山梨県国保連合会に保健事業支援評価委員会というものがあまして、こちらの委員会の先生から来月、指導・助言をいただくこととなっております。こちらの先生ですが、北杜市の第1期国保データヘルス計画を策定した際に関わっていただいた評価委員会のメンバーでもありまして、各計画の評価を行い、来年度の中間評価に向けての指標の立て直しや計画の微調整をすることとしております。今年度の評価結果については、通常ですと来年6月に実施となります本協議会において報告していきたいと考えております。また、令和2年度は全体計画の中間評価を行い、計画の後半の目標の達成に向けて、効率的な事業の運営を図っていきたいと考えております。

(議長)

よろしいでしょうか。他に御質問・御意見等はございますか。

(委員)

予算の算出方法について教えてください。歳入の県支出金の中に幾つか項目がありますが、こちらの数字を算出するに当たっては、例えば県からのシミュレーションや被保険者数に基づくなど、どういったところから算出されているのでしょうか。

(事務局)

県支出金には、普通交付金と特別交付金があります。普通交付金は、保険給付に要する費用となりますが、平成30年度の制度改正後は、医療費としてかかった分を県が全額交付する仕組みとなっておりますので、普通交付金は、北杜市で支払っている保険給付費と解釈していただいて結構です。ただし、出産育児一時金と亡くなった時に給付される葬祭費は単独の経費となっております。また、特別交付金については、県から納付金が示されるのと同時に、各市町村に特別交付金として示されるものであります。

(委員)

もう一点、歳出について教えてください。保険給付費の一般療養費の中で、例えば医師

の指示により、はり、あんま、マッサージ等々とありますが、こちらのチェックについてもやはり国保連合会で行っているのでしょうか。

(事務局)

医療費関係については、国保連合会に全て委託し、チェックをしていただいております。

(議長)

他に御意見・御質問はありますでしょうか。

《質問・意見なし》

(議長)

特に無いようですので、御承認いただけたということで次の議題へ移りたいと思います。

(3) その他

(議長)

続いて、『(3) その他』ですが、委員の皆さまから何かございますか。

(委員)

先ほど市長の挨拶の中で、「健康を願う」という言葉がございました。私も間もなく人間ドックの対象から外れてしまいますので、その対象年齢をもう少し引き上げてもらえるような方策はないのでしょうか。よろしく願いいたします。

(議長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

人間ドック及び健診の御案内ということで、各御家庭に案内が配られたことと思います。北杜市国民健康保険では40歳から74歳の方を人間ドックの助成対象としておりまして、75歳になる年度は非対象として、助成の対象から外れてしまうこととなります。また、特定健診につきましても、75歳になりますと国民健康保険から後期高齢者医療に保険者が切り替わるということで、40歳から74歳までの方を対象としているところです。北杜市では、巡回健診として各町を回って健診を行っております。この検査項目の内容ですが、基本健診のほか上乘せ項目として、貧血、クレアチニン、eGFR、心電図、尿酸の5項目について基本健診に上乘せして、追加項目で健診を実施しているところです。主に尿酸、クレアチニン、eGFRと呼ばれる項目については、医療費が特別高額となる人工透析など、慢性腎不全への予防のために上乘せ項目として追加しているところです。また、心電図については、このところ本市においても心疾患による医療費が高くなっているところでもあり、心疾患の早期発見、早期治療のために上乘せ項目として追加しているところです。なお、75歳以上の方への人間ドック助成については、要望等が寄せられているところでもありますが、保険者が異なるという点でなかなか難しいというのが現実であり

まして、人間ドックのようにきめ細かくとはいきませんが、各町での巡回健診でも上乗せ項目や追加項目として、先ほど申し上げたような検査項目を受診することができます。巡回健診も他市よりは充実させているつもりでおりますので、そちらの方も受診の一つの方法として、御理解くださいますようお願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。他の委員の方で何かありましたらお願いします。

《質問・意見なし》

(議長)

特に無いようですので、事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局)

最後になりますが、三点ほどお願いいたします。一点目は、別紙で配布させていただいておりますカラー刷りのチラシになります。毎年3月に4月からの新保険証を発送しておりますが、本年も3月に発送することとしております。この度発送する保険証ですが、有効期限が令和3年3月31日から令和3年7月31日までに延びたものとなります。現状、70歳以上の方は被保険者証と高齢受給者証の2枚をお持ちいただいておりますが、それらを2枚持つのは大変煩わしい、持ちづらいというようなこともありまして、全国的に被保険者証と高齢受給者証の一体化の事業を進めているところでございます。本県においても27市町村のうち26市町村が令和3年8月からの一体化を目指して準備を進めているところであります。今後、市民へは広報ほくと等で周知をしていきますが、このチラシを3月に発送する新保険証に同封させていただきますので御承知おきをお願いいたします。二点目ですが、白黒のチラシを御覧いただきたいと思っております。旧被扶養者減免制度についてであります。こちらについては6月の協議会でお話させていただいたところですが、内容が分かりづらいということで改めて説明させていただきます。資料は他市のホームページを印刷したのものになりますが、こちらの資料で説明させていただきます。旧被扶養者減免制度とは、社会保険等の被保険者本人が社保から後期高齢者医療制度に移行した際に、その被扶養者であった方が国民健康保険の被保険者となった場合において、世帯の保険税負担が急激に変わることがないように、後期高齢者医療制度と類似の保険税軽減措置を講じるものです。これが旧被扶養者減免制度と呼ばれるものであります。減免の内容といたしましては、旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況に関わらず当分の間免除され、旧被扶養者に係る均等割額は5割軽減、さらに旧被扶養者のみで構成される世帯に限っては、平等割額も5割軽減されます。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者など、減免が適用できない場合もありますということで、以下、見直しの内容となりますが、今般、旧被扶養者の後期高齢者医療制度における均等割及び平等割、これは応益割と呼ばれていますが、これらに係る保険税軽減措置については、平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することと改められたことから、国民健康保険税においても同様の見直しを行うということで、後期高齢者医療制度と同様の減免措置を行っているところでございます。三点目は御報告となります。

今年度、国民健康保険関係功績者の厚生大臣表彰を本協議会の委員であります堀内敏光委員が受賞されました。こちらは20年以上の長きにわたり運営委員として御尽力いただいた功績でありますので、御報告させていただきます。以上です。

(議長)

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、何か御質問等があればお願いいたします。

(委員)

次回の協議会はいつごろを予定していますか。

(事務局)

特段何もなければ6月10日前後の木曜日、午後4時からを予定しております。第1週目になるか第2週目になるか、その時の予定にもよりますが、6月の中ごろまでには実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

他に何かございますか。

《質問・意見なし》

(議長)

無いようですので、以上をもちまして全ての議事を閉じさせていただきます。長時間にわたり御協力ありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

長時間にわたりまして慎重な御審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和元年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉じさせていただきます。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

時刻 午後5時18分